※九州カード会員規約の全文は、カード送付時に同封するご案内にてご確認ください。

九州カード NEXT 会員特約
（以下「本特約」といいます。）

本特約は、九州カード NEXT（以下、本特約において「本カード」といいます。）につき、適用されます。

第１条（会員資格）
本特約及び九州カード会員規約を承認のうえ本カードに入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を本カードの会員とします。

第２条（年会費）
本カードの年会費については、ゴールドカードを除き、無償とします。但し、当社が必要と認めた場合、会員に通知のうえ、所定のカード年会費を負担いただく場合があります。

第３条（会員特約の取消）
九州カード会員規約の定めにかかわらず、以下においては、当社は、会員に通知・催告することなく、会員資格の取消手続きを行います。
① 当社が定める一定期間（原則２年間以上とします。それに限りません。）、本カードのご利用がない場合。但し、ゴールドカード会員は除きます。
② WEB 明細特約に定めるカード利用代金明細書の通知先として会員自身のメールアドレス等の登録手続きが入会の申込み後２ヶ月以内に完了しない場合。

第４条（未規定事項）
本特約に定めのない事項については、九州カード会員規約が適用されます。

第５条（本特約の優先的適用）
本特約の内容と九州カード会員規約の内容とが相違する場合、本特約が優先して適用されます。

以　上

九州カード会員規約（抜粋版）

第１部　一般条項

第１章　会員の資格

第１条（本会員）
九州カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第２条（家族会員）
1．本会員が本会員の代理人として指定し本条第２項および第３項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。なお、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2．本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。
3．本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。また、本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
4．本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第１項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前２項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第３条（年会費）
本会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします（但し、当社が年会費を無料と定めているカードを除く）。なお、年会費の支払期日はクレジットカード（以下「カード」という）送付時に通知するものとします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第４条（届出事項の変更等）
1．当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、収入を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、会員の責任ある場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・ファックス・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。
2．氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3．前２項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前２項の届出があったものとして取り扱うことができるものとします。なお、会員は当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4．本条第１項および第２項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5．会員が第２２条第１項第７号または第８号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
6．当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益が無い場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
7．当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります。当該会員は届出に応じるものとします。

第５条（規約の変更、承認）
本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約の承認をしたものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第２章　カードの管理

第６条（カードの貸与と取扱い）
1．当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下「家族カードを含む」を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第４条第１項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します（但し、カード券面はデザイン等が変更される場合がある）。

第９条（カードの利用枠）
1．カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよびキャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2．カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払い並びに分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
3．キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第１項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
4．キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第１項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
5．キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
6．海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第６項のキャッシング利用枠のうち、５０万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

第１２条（紛失・盗難、偽造）
1．カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
2．会員は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。但し、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
3．偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4．前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。
5．当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第１３条（会員保障制度）
1．前条第１項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第２項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2．保障期間は、入会日から１年間と１年間ごと毎年自動的に継続されるものとします。
3．本条の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
① 会員の故意または重大な過失に起因する損害
② 損害の発生が保障期間外の場合
③ 会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
④ 会員が本条第４項の義務を怠った場合
⑤ 戦争・暴動または天災変状況の届け出が虚偽であった場合
⑥ カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引について損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません）
⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合
⑧ 前条第２項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の６１日以前に生じた損害
⑨ 戦争、暴動等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害
4．本会員は、損害のてん補を請求する場合には、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から３０日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
7．本会員は、前条２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事故内容に虚偽の申告をしてはならないものとします。
8．当社は、本会員が前条２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事故内容に虚偽の申告をしてはならないものとします。
9．当社は、本会員が前条２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事故内容に虚偽の申告をしてはならないものとします。
10．当社は、本会員が前条２項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事故内容に虚偽の申告をしてはならないものとします。

第１４条（カード利用の一時停止等）
1．当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が完了するまでの間、カードショッピングのリボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
3．当社はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留または制限することがあります。
6．当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
7．当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
8．当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に協力するものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求め、会員から当該期限までに合理的な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
9．当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第３章　カード利用代金等の決済方法

第１６条（代金決済口座及び決済日）
1．本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および分割金等（以下「カード利用代金等」という）について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替または通帳窓口（以下預金口座または通帳窓口を総称して「決済口座」という）からの自動払込みにより支払うものとします。但し、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
3．当社は、本会員の有する債権に係る債務者の決済口座を支払期日までに当社指定のウェブサイト上に開設可能な状態にすることにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員は Vpass 会員規約、ＷＥＢ明細特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛て書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後１０日以内に当社に対し異議を申出るものとします。但し、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
4．本会員は当社に対して当社から貸与される第３８条に定めるキャッシングリボの返済元金および第４３条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第１項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が全融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第９条第６項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第１７条（海外利用代金の決済レート等）
1．決済の外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨建ＶＩＳＡインターナショナルサービスアソシエーション（以下「ビザ」という）、マスターカードインターナショナルコーポレーテッド（以下「マスター」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。

第１８条（決済口座の残高不足等による再振替等）
1．決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日にあらためて、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指示する日時・場所・方法で支払うものとします。
2．本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
3．再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第１９条（支払金等の当期繰り）
1．本会員は、当社に対して金銭の支払およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。但し、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については制限版完済日後３０条の５の規定によるものとします。

第２０条（手数料等、利率の変更）
リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢その他相当の事由があるときは、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。本規約第５条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第４章　期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第２１条（期限の利益の喪失）
1．本会員が次の各号の事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
④ リボルビング払い、分割払い、２回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2．本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第２２条第１項の規定（但し、第２２条第１項第６号・第７号・第８号・第９号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3．本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
① 当社が所有権留保した商品の買入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
③ 本会員の信用状態が悪化したとき。
4．本会員は、第２２条第１項第７号、第８号または第９号の事由に該当したことを当社が知った場合、当社の裁量に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
5．本会員は、前４項の債務を履行し終えるまでは、当社の本社または支店へ持参または送金して支払うものとします。但し、当社が適当または必要と認めた場合は、第１８条第１項の但書の定めにより支払うものとします。
6．本条第１項から第４項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第２２条（会員資格の消滅）
1．当社は、会員がいずれかに当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとします。
① カード、キャッシング等の申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
② 本規約のいずれかに違反した場合
③ カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
④ 換金目的の商品購入の疑いを、当社が合理的に判断した場合
⑤ 当社とは不審があると当社が判断した場合
⑥ カード発行後２ヶ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
⑦ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
⑧ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の（イ）から（ロ）のいずれかに該当した場合（イ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること（ロ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑨ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為をした場合（イ）暴力的な要求行為（ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為（ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為（ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為（ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為
⑩ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他こちらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、粗野な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）入館、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
⑪ 会員に対し第４条第５項または第１４条第７項または第８項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
⑫ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑪に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
2．本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3．当社は、会員が本条第１項第７号、第８号または第９号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員との間の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
6．本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第２３条（退会）
1．本会員が退会をする場合は、当社の指定する金融機関もしくは当社に所定の届出用紙を提出する方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカードおよび貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。但し、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。
2．本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第２４条（費用の負担）
1．会員は、金融機関等に振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（但し、当社が特別なものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
2．会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、「当社所定の手数料」を会員は負担するものとします。

第２５条（合意管轄裁判所）
会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支店・営業所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第２６条（準拠法）
会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第２部　カードによる取引と利用代金の支払

第１章　カードによるショッピング

第２７条（カードショッピング）
6．厳禁の利用代金の支払手段としての利用手続き
会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を第三者に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の喪失等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店にその旨を通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員は会員資格取消後もあったとしても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から提供されたカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。
7．カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第２８条（立替払の承諾等）
1．会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用により取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、個別販売完法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を当社に主張できるものとします。
① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2．カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってカードを取消する場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3．会員は、カードの利用による当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容および利用明細書、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとします。
4．会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第２章　カード利用代金の支払区分

第２９条（カード利用代金の支払区分）
2．会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として１回払いとなります。

第３０条（１回払い・２回払い・ボーナス一括払い）
1．１回払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。但し、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
① １回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が１０日の場合は、前々月１６日から前月１５日までの利用分。
② ２回払いについては、以下によって対象となる利用額（現金価格）の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が１０日の場合には、前々月１６日から前月１５日までの利用分。
③ ボーナス一括払いについては、毎年１２月１６日から翌年６月１５日までの利用分につき８月の支払期日、７月１６日から１１月１５日までの利用分につき翌年１月の支払期日。但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。

第３１条（リボルビング払い）
2．本会員は、会員資格やリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、５千円以上の当社が指定する金額（但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第４項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。
3．本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料（包括信用購入あっせん手数料）と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより手元に定める弁済金（毎月支払額。但し、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	兵期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5 千円	1 万円	2 万円	2万円（プラチナカード・ゴールドカード会員の場合は3万円）以上
10万円を超えて20万円まで	1 万円	2 万円	4 万円	
以後残高10万円増加毎に	5 千円増加	1 万円増加	2 万円増加	

4．毎月の手数料額（包括信用購入あっせん手数料の額）は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
6．本会員は、本条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第４項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第３２条（分割払い）
4．ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は１月および８月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は１回当りの利用金額の５０％とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は１，０００円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店については、ボーナス支払月を夏期６月・７月・８月、冬期１２月・１月・２月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を１回当りの利用金額の５０％以内で指定することができます。
6．第２８条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第２項に定める分割払手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第３３条（遅延損害金）
1．２０１０年４月１０日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金全額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商準法定利率（２０２０年４月１日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した額を遅延利息金として支払うものとします。
② ２００９年１２月１０日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年１４．６％を乗じ３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金全額（付利単位１，０００円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商準法定利率（２０２０年４月１日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した額を遅延利息金として支払うものとします。
② 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
3．当社は、本会員が当社に対する債務の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容および利用明細書、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。但し、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとします。
4．会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第３４条（キャッシングリボの支払区分）
1．当社は、会員がキャッシングリボを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料（包括信用購入あっせん手数料）と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより手元に定める弁済金（毎月支払額。但し、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	兵期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5 千円	1 万円	2 万円	2万円（プラチナカード・ゴールドカード会員の場合は3万円）以上
10万円を超えて20万円まで	1 万円	2 万円	4 万円	
以後残高10万円増加毎に	5 千円増加	1 万円増加	2 万円増加	

4．毎月の手数料額（包括信用購入あっせん手数料の額）は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
6．本会員は、本条第２項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第４項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第３５条（キャッシングリボの利率及び利息の計算）
1．キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等>に定めるとおりとします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

第３８条（キャッシングリボの借入金の支払い）
1．キャッシングリボの返済方式は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。但し、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、または一括返済方法とすることができ

＜キャッシングリボご利用のご注意＞
キャッシングリボの返済方式が毎月元利定額返済の場合、毎月のご返済額はご利用残高に以下のとおり変更となり一度上がった返済額は ご利用残高が減っても下がりません。
また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

照会	対象条件	締切時点残高	変更前毎月返済金額	変更後毎月返済金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2018年4月2日以降に会員の申出により上記の条件を希望された方	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1.5万円未満	1.5万円
		30万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	2.5万円未満	2.5万円
		90万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月1日から2018年4月11日までにキャッシングリボのご利用枠の設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日以降2018年4月11日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 　但し、カード種類（プラチナ、ゴールド、クラシック、クラシックA、アミティエ等）変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方式・回数、利率等＞

名　称	返済方式	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済（ボーナス月増額返済あり）	最長4年・48回（新規ご契約ご利用枠100万円、実質年率14.4%、毎月ご返済額2万円、70万円をご利用の場合） ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員… 実質年率 15.0～17.4% プラチナカード・ ゴールドカード会員… 実質年率 14.1～14.4%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日（但し暦による）1回	実質年率 15.0～18.0%

◆担保・保証人…不要
◆元本・利息以外の金銭の支払い…ＡＴＭ手数料（取扱金額１万円以下：１１０円（含む消費税等）、取扱金額１万円超：２２０円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用
◆本会員にないて、利息が利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
◆貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面または同第６項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済開日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

＜割賦販売法における法定用語の読み替え＞
会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売法における法定用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・リボルビング払いのお支払い金額 ・リボルビング払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

＜リボルビング払い、分割払いの返済方式・回数、手数料率等＞
・リボルビング払い【２０２６年１０月１５日まで】　実質年率１５．０％
【２０２６年１０月１６日より】実質年率１８．０％
・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91	17.88	17.79	17.65
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

＜リボルビング払いのお支払い例＞
【２０２６年１０月１５日まで】
（元金定額コース１万円および標準コース、実質年率15.0%の場合）
８月16日から９月15日までに利用金額 50,000 円のリボルビング払いをご利用された場合
◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高 50,000 円）
①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円
②手数料（元金定額コース・標準コースとも）… ありません。
③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）… 10,000 円（①）
④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）… 50,000 円－10,000 円＝40,000 円
◆第２回（11月10日）お支払い（ご利用残高 40,000 円）
①手数料（９月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります）
… 50,000 円×15.0%×15日÷365 日＋40,000 円×15.0%×16日÷365日＝ 595 円
②お支払い元金　・元金定額コースの場合… 10,000 円
・標準コースの場合… 9,285 円（③10,000円－①715円）
③弁済金　・元金定額コースの場合… 10,715 円（①715円＋②10,000円）
・標準コースの場合… 10,000 円
④お支払い後残高・元金定額コースの場合… 30,000 円　（40,000円－10,000円）
・標準コースの場合… 30,715 円　（40,000円－9,285円）

＜分割払いのお支払い例＞
利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合
①分割払手数料　50,000 円×（8.20 円÷100 円）＝4,100 円
②支払総額　50,000 円＋4,100 円＝54,100 円
③分割支払額　54,100 円÷10 回＝5,410 円

＜２回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料＞

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
２回払い	２回	２ヵ月	不要
ボーナス一括払い	１回	２ヵ月～８ヵ月	不要

＜ご相談窓口＞
１．商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
２．カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社サービスデスクまでお願いします。
九州カード株式会社＜福岡財務支局長第００２５号＞
＜日本貸金業協会会員　第００１０４５号＞

＜サービスデスク＞
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５００
３．個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
４．本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

＜お客様相談室＞（責任者：お客様相談室長）
〒８１２－００１１　福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
電話番号　０９２－４５２－４５２０
５．カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の九州カード紛失・盗難デスクまでお願いします。

＜九州カード紛失・盗難デスク＞
フリーダイヤル　０１２０－７４２６４
※携帯電話・PHS からの通話も可能　　受付時間／２４時間年中無休
※カードを紛失しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）
日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒１０８－００７４　東京都港区高輪３－１９－１５
電話番号　０３－５７３９－３８６１

（2026 年 9 月 24 日改定）

マイ・ペイすリボ会員特約

第１条（総則）
九州カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約及び九州カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
第２条（カード利用代金の支払区分）
１．本カード利用時の支払区分が１回払い又はリボルビング払いの場合、会員規約第２９条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日の会員には前月１５日）時点において、当該月の利用代金が、本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。
２．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３１条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に３％を乗じた額（１円未満切捨て。但し、３千円に満たない場合は最低支払い元金３千円又は未決済残高のいずれか小さい金額とします。）に、本条第４項に定める手数料を加算した額
(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（５千円以上の当社が指定する金額（但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）又は当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額
３．前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で弁済日が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額又は減額できるものとします。
４．手数料額は下記の方法で算出するものとします。
(1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位１００円）に対し、当社所定の手数料率により年３６５日（閏年は３６６日）で日割計算した金額を１ヶ月分として支払期日に支払いするものとします。
(2) 新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間に手数料計算の対象とします。
第３条（カード利用代金等の決済方法）
本カードの支払方法は、会員規約第１６条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。
第４条（支払方法の中止）
本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。
第５条（マイ・ペイすリボの設定）
マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効となります。法令等改正があり、当社判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、又は、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。
第６条（会員規約の適用）
本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例（定率コース及び元定定額コース１万円の場合）＞
８月16日～９月15日までに50,000円ご利用の場合
◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高 50，000円）
①お支払い元金
・定率コースの場合…3,000 円、元定定額コースの場合…10,000 円
②手数料（定率コース、元定定額コースとも）…ありません
③弁済金
・定率コースの場合…3,000 円、元定定額コースの場合…10,000 円
④お支払い後残高
・定率コースの場合…50,000 円－3,000 円＝47,000 円
・元定定額コースの場合…50,000 円－10,000 円＝40,000 円
◆第２回（11 月 10 日）お支払い
①手数料（10 月 11 日～ 10 月 15 日までの分）
・定率コースの場合…47,000 円×18.0%×5 日 ÷365 日＝115 円
・元定定額コースの場合…40,000 円×18.0%×5 日 ÷365 日＝98 円
②お支払い元金
・定率コースの場合…3,000 円、元定定額コースの場合…10,000 円
③弁済金
・定率コースの場合…3,115 円（①115 円＋②3,000 円）
・元定定額コースの場合…10,098 円（①98 円＋②10,000 円）
④お支払い後残高
・定率コースの場合…44,000 円（47,000 円－3,000 円）
・元定定額コースの場合…30,000 円（40,000 円－10,000 円）

（2026 年 10 月 16 日改定）

個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項は九州カード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します＞
第１条（個人情報の収集・保有・利用等）
1．会員とは会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む九州カード株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します。）および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他会員管理のために利用すること、を含むものとします。
①申込み時または会員に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況測定の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びに前記等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）
②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）
③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した各種の取引事実に基づく信用情報
④承店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
⑦官報や電話帳等の公開情報
⑧会員等のインターネットサイト（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等
⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2．会員は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス　②市場調査、商品開発
③宣伝物・印刷物の送付等、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
⑤当社が認める加盟店等その他当社と共同体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスに対して、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）
※なお、上記②当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によって知らせます。
3．会員等は、当社が各種法令の規定に従って提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。
第２条（信用情報機関への登録・利用等）
1．本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員（本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを含む）を、および下記信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査のため限り、利用することに同意します。
2．本会員等は、①加盟信用情報機関に対し定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報。その変更を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②提携される情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること、に同意します。

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録譲渡日から1年以内

（2026 年 9 月 24 日改定）

個人情報の取扱いに関する重要事項

お客様の情報の取扱いについて下記の事項をご確認の上お申込みください。なお、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項の全文は、当社ホームページ内のカード会員規約（以下「本規約」という）からご確認いただけます。
1．個人情報の収集・保有・利用等
(1)会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む九州カード株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します。）および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他会員管理のために利用すること、を含むものとします。
①申込み時または会員に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況測定の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びに前記等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）
②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）
③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した各種の取引事実に基づく信用情報
④承店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
⑦官報や電話帳等の公開情報
⑧会員等のインターネットサイト（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（ＩＰアドレス等）等
⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
(2)会員は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
②市場調査、商品開発
③宣伝物・印刷物の送付等、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
⑤当社が認める加盟店等その他当社と共同体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスに対して、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）
※なお、上記②当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によって知らせます。
(3)会員等は、当社が各種法令の規定に従って提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。
2．個人信用情報機関への登録・利用等
(1)本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員（本会員およびＰＡ－ＴＹＰＥカード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを含む）を、および下記信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査のため限り、利用することに同意します。
(2)本会員等は、①加盟信用情報機関に対し定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報。その変更を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②提携される情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること、に同意します。

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から６カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録譲渡日から１年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。
4．会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に供することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。
(1)信用情報機関が保有する信用情報
当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
(ｲ) 本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた信用情報
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(2)信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(3)信用情報機関から加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報を下記のとおり加盟会員へ提供します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(4)本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に供することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用することに同意します。
(ｲ) 本規約に関する客観的な取引事実
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(5)信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(6)信用情報機関から加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり加盟会員へ提供します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(7)信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報を（ｲ）（ﾛ）（ﾊ）を加盟会員へ提供します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
3．個人信用情報機関
(1)本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に供することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用することに同意します。
(ｲ) 本規約に関する客観的な取引事実
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(2)信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(3)信用情報機関から加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報を（ｲ）（ﾛ）（ﾊ）を加盟会員へ提供します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
4．本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用することに同意します。
(ｲ) 本規約に関する客観的な取引事実
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
5．信用情報機関
(1)会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用することに同意します。
(ｲ) 本規約に関する客観的な取引事実
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(2)信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(3)信用情報機関から加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報を（ｲ）（ﾛ）（ﾊ）を加盟会員へ提供します。
(ｲ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
(ﾛ) 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
(4)本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用することに同意します。
(ｲ) 本規約に関する客観的な取引事実
(ﾛ) 信用情報機関が収集したご（ｲ）以外の情報
(ﾊ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
6．信用情報機関の名称・電話番号
○名称：株式会社シー・アイ・シー
（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－６６６－４１４
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
○名称：株式会社日本信用情報機構
（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
電話番号：０５７０－０５５－９５５
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
※受付期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞
○名称：全国銀行個人信用情報センター
電話番号：０３－３２１４－５０２０
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※上記の各機関の加盟会員、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません。）
（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）
7．維上返済時の残高の開示
会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族会員のカードおよびそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。
8．個人情報の照会
(1)会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
(2)官報や電話帳等の公開情報
(3)会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（ＩＰアドレス等）等
(4)本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
第３条（個人情報の預託）
貸金業法は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別会社に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することを同意します。
第４条（個人情報の開示・訂正・削除）
1．会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合は、第１０条２項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
②信用情報機関に開示を求める場合には、上記２．記載の連絡先へ連絡してください。
(2)開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。
7．会員等が死亡の場合
会員規約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第１条第１項に定める目的およびお上記２．第２条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
第８条（退会後または会員資格取消後の場合）
本規約第２３条に定める退会の申出または本規約第２４条に定める会員資格の喪失後も、第１条第１項に定める目的およびお開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有します。
第９条（利用等に不同意の場合）
当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本人確認の不同意により一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。
第１０条（個人情報に関するお問合せ）
1．第５条に定める中止のお申出は、下記の当社サービスデスクまでお願いします。
九州カード株式会社　＜福岡財務支局長　第００２５号＞
＜日本貸金